

( 1 ) 開設者による公表

売買取引の方法

丸果旭川地方卸売市場における売買取引の方法

品 目	売買取引の方法
青果物及び花卉	せり又は入札
その他加工品	セリ又は入札

開設者が、不相当と認めた場合は、相対取引によることができる。

決済の方法

丸果旭川地方卸売市場における支払期日・支払方法その他の決済の方法

	売買取引	支払期日	支払方法
1	出荷者と卸売業者との取引	卸売業者は、卸売をした日の翌日までに売買仕切金を送付する。 但し、当事者間で別途、売買契約書を締結したときは本契約が優先する。	現金、小切手、手形、口座振込
2	卸売業者と仲卸人、買受人との取引	支払契約による。	支払契約による。

上記1についての取引は、当事者間の契約による。

( 2 ) 卸売業者による公表

売買取引条件の公表

項目	売買取引条件
営業日	別紙営業カレンダーのとおり
営業時間	24時間シフト制による
取扱品目	青果物 花卉 その他加工品
生鮮食料品等の引渡の方法	原則、出荷者が直接、市場に荷を持ち込む。 卸売を受けた者は速やかに荷を受け取る。
委託手数料の額	せり売り、入札、相対取引に係る価格に取扱品目ごとに次に掲げる率を乗じて得た額（消費税を除く） ・野菜 100分の8.5 ・果実 100分の8.0 ・花卉、その他 100分の10
出荷者への支払期日	卸売業者は、卸売をした日の翌日までに売買仕切金を送付する。 但し、当事者間で別途、売買契約書を締結したときは本契約が優先する。
出荷者への支払方法	現金、小切手、手形、口座振込
買受人の支払期日	支払契約による。
買受人の支払方法	現金、小切手、手形、口座振込
その他市場の取引における支払期日・支払方法	支払契約による。

上記以外の取引は、当事者間の契約による。